

# 説 林

## 兀良哈三衛名稱考

### 箭 內 互

#### 一、緒言

#### 二、兀良哈

(イ)、前人の解釋 (ロ)、元及び元以前の兀良哈

(ハ)、Tashtai の集史に見えたる Uraukha (ニ)、清の

烏梁海と近代西人の所謂 Uraukh

#### 三、朶顔等の三衛

(イ)、泰寧衛 (ロ)、福餘衛 (ハ)、朶顔衛

#### 四、結論

### 一、緒言

明の洪武二十二年、前朝元の宗室遼王阿札失里等

説 林

内附を求むるや、明廷之を許し、爲めに朶顔福餘泰寧等の三衛を潢水の北なる兀良哈 (Wurliangha) の地に置き、阿札失里を泰寧衛の指揮使、塔賓帖木兒をその同知とし、海撒男答溪を福餘衛の指揮同知とし、脱魯忽察兒を朶顔衛の指揮同知とし、各その部落を領して明國の外藩たらしめたり。當時三衛の南に全寧衛あり、更に南して大寧衛あり、永樂元年全寧・大寧の二衛を廢せしも、大寧には城守猶存し、未だ朶顔等三衛の侵軼を許されず、彼等は僅かに潢水即ち西喇木倫 (Sira-muren) を渡りて其の流域の南邊を占領せるに過ぎざりき。大寧衛の地全く彼等に没し、遼河の左右悉く其の據る所となりしは、實に英宗土木の變あるに始まる、明史外國傳に「自大寧

前、抵喜峰口、近宣府白朵顏、自錦義、歷廣寧、至遼河、曰泰寧、自黃泥窪、逾瀋陽鐵嶺、至開原、曰

福餘」とあるは即ち明の中葉以後の形勢にして、比して必ずしも譲る所なかるべきなり。

決して明史に言ふが如く、洪武年間に於ける三衛の疆域にはあらざるなり。そは兎に角、兀良哈の三衛は今の所謂東蒙古の地に據り、韃靼・瓦剌と建州女直との間に介在したれば、曾て一たびも北方に覇を稱すること能はざりしも、而も或は明に降り、或は韃靼と合し、或は瓦剌に付き、或は建州に通じ、以て能く自家の勢力を保ちたりしのみならず、勢の稍可なるものあれば、乃ち進んで明の北邊及び遼東に出沒して寇掠を縱にし、屢々明廷に迫りて馬市の開設を餘儀なくせしめたり。殊に有名なる土木の變は三衛が瓦剌を導きたるによりて起り、明代の大工事たる遼東邊牆の築設は三衛の南下を阻止するを以て當初の目的と爲ししなり。然らば即ち三衛の事、明代の歴史と相渉ること甚だ大なりといふべく、之に

三衛の研究に著手して先づ自ら惑ひしは、第一に兀良哈の名稱、第二には三衛の名稱の由來なり。前者につきては、支那の學者中一二の説をなし、ものなきにあらねど、其の言ふ所餘りに簡にして要を得ず、寧ろ思ひ付きともいふべきものにして、到底以て一解釋となすに足らざること、後文掲ぐる所の如し、而して第二問に關しては未だ嘗て之が解答を試みしものあるを聞かず、吾人固より淺學寡聞、今に於いて之を言ふこと、或は遼東の家たるの譏あるやも知るべからざれども、頃日元代の史書を讀み、偶、此問題について得る所あるを覺えたり。因つて左に卑見を述べて大方の死正を仰がんとす。

## 二、兀良哈

明代の史書、兀良哈の事を言ふもの、蓋し皇明

實錄を以てその嚆矢とす、その文に曰く、

洪武二十二年四月、辛卯置泰寧朶顏福餘三衛指揮使司於兀良哈之地、以居降胡。癸巳遣使齎勅往諭故元遼王阿札失里等曰、於是天更元運以付於朕、自即位來、今二十餘年、爾阿札失里等知天命有歸、率衆來附、朕甚嘉焉、朕每於故元來歸臣民、悉加優待、況爾本元之親屬者乎、今特於泰寧等處、立泰寧・福餘・朶顏三衛、以阿札失里爲泰寧衛指揮使、塔賓帖木兒爲指揮同知、海撒鼻答奚爲福餘衛指揮同知、脫魯忽察兒爲朶顏衛指揮同知、各領所部以安畜牧、自古胡人無城郭、不屋居、行則車爲室、止則氈爲廬、順水草便、騎射爲業、今一從本俗、俾遂其性、爾其安之。

かくて三衛を兀良哈の地に置きしこと明なれど、其地の位置及び範圍につきては未だ何等の言ふ所なし。然るに鄭曉の吾學篇は始めて兀良哈を以て潢水の北と爲し、陳組綬は皇明職方圖の圖解に於いて更

に詳かに其範圍を指示して、「自懷山至東金山、其地界也」と言へり。潢水は言ふまでもなく今の西喇木倫にして、金山は今の懷德縣附近なる一帶の丘陵を指し、懷山は明ならねど、興安嶺の一部に名づけられしものなること、想像に難からず、果して然らば今の東蒙古の北半部即ち西は興安嶺より東は哈爾賓長春等の平野に至るの地は則ち所謂兀良哈の地域なりしが如し<sup>(1)</sup>。そは兎に角此地域を兀良哈といふこと、明初に始まりしか、若くは明代以前に在りしか、而して此名稱の由來する所如何、是れ吾人が本考に於いて闡明せんとする第一の問題なり。

(イ) 前人の解釋

蒙古游牧記<sup>卷二</sup>喀喇沁部の祖先を叙するの條に、「初元臣有札爾楚泰者、生子濟拉瑪、姓烏梁罕氏」と書き出し、その注に「西齋偶得、喀喇沁爲烏浪漢濟爾默氏、蓋即明初所謂兀良哈者。蒙古源流、鄂爾多斯者乃爲汗守禦八百室之人、烏梁罕者乃爲汗守金穀倉庫

之人、均屬大有福者」<sup>(2)</sup>と記す。游牧記の著者張穆は科爾沁部の條に於いて「案、兀良哈即烏梁罕、亦作烏浪漢」と言ふを見れば西齋偶得<sup>博明</sup>の說を認めたるならんも、其の意、兀良哈は濟拉瑪の姓となれる烏梁罕氏の居住地と同一なりといふに在るか、或は單に其の名稱が同一なりといふに在るか、明ならず、若し後者に在りとせば、固より論なきも、前者に在りとせば、其の理由を明示せざる以上、未だ以て何等の權威あるものとなすに足らざるなり。蒙古源流の烏梁罕の語解に至りては、吾人未だ何等可否を言ふ能はず、たゞ姑らく一説として注意し置かんのみ。御批歷代通鑑輯覽<sup>百一</sup> 洪武二十二年五月の條に「三衛之地、本烏梁海」と記し、其の下に「舊作兀良哈、按元史蘇布特傳爲兀良哈氏、即現今喀喇沁旗之以烏梁海爲姓氏是也」と注するを見る、蘇布特は即ち速不台なり、速不台の姓兀良哈と、喀喇沁旗の姓烏梁海と明初の三衛の總稱たる兀良哈と皆起原を同

うするものとなすに似たり、而も之れ亦前説と同じく何等理由を述べざる所より之を察するに、或は單に其文字もしくは字音の同一なるにより、之を同一視したるにあらざるか。其の他、魏源の聖武記に「烏梁海即兀良哈、在烏里雅蘇臺之北俄羅斯之南」とある、何秋濤の朔方備乘に「烏梁海即明時兀良哈部族、在蒙古諸部之北」とある、共に固より其名稱の同一なるを言ふものにて、明代の兀良哈は今の烏梁海と同一地域なりと言ふにはあらざるべきこと勿論なり。

之を要するに、兀良哈は其字音に於いて速不台の姓なる兀良哈、喀喇沁部の姓なる烏梁海と甚しき近似を有するのみならず、清初以來支那の記録に見られたる露支兩國境上なる烏梁海とも殆んど同じきこと、前記諸學者の指示する所の如し。而も明初の兀良哈即ち三衛の地域は實に東蒙古の北半部に限られしこと已に記する所の如しとせば、之を以て蒙古

の西北、露支兩國の境上なる烏梁海の地に擬するこ  
と能はざるは、固より論を俟たざれども、此兩者の  
間には、其名稱の同一若しくは近似以外に、果して  
何等かの連絡を有せざるか、假りに連絡ありとせば  
如何様に之を説明すべきか、是れ實に當眼の問題な  
り。吾人の解釋を求めんとするは主として此一點に  
存す。<sup>(3)</sup>

(ロ) 元及び元以前の兀良哈

秘史の記する所によると、兀良哈は部族もしくは  
姓氏の名にして、蒙古の遠祖朮奔篤兒干 (Doban-  
Mergen) が其妻阿闐豁阿 (Alan-Goa) を不兒罕 (Bü-  
rhan) 嶽の下、斡難 (Onan) 河上流の地に取りし  
時、その地に牧したるは、兀裏孩 (Uriangkhai) 姓の  
哂赤伯顔 (Shinchi-Bayan) とする人なりき、兀裏  
孩は即ち兀良哈の訛なること推測に餘あり。また成  
吉思汗が斡難河の上源地に生れし時、貂鼠の襁褓を  
贈り、其後、汗の窮困中、己の子者勒篋 (Djalme)

を伴ひ來りて汗の味方をなし、札兒赤兀歹 (Djarchi-  
Eitai) とする人は亦た兀裏罕 (Uriangkhan) の人な  
りき、兀裏罕も兀裏孩と同じく兀良哈の訛に外なら  
ず。又成吉思汗と蒙古部の覇權を争ひたる札木合  
(Djanqha) の遠祖にて孛端察兒 (Bodonchar) の妃と  
なる札兒赤兀惕 (Djinchit) とする婦人は、兀  
裏合 (Uriangkha) 姓の阿當罕 (Adankhan) 族の出  
なりき、兀裏合も亦兀良哈と其音を同うす。次に成  
吉思汗の部下にて四狗と呼ばれし勇將の一人速不台  
(Sutai) は元史によれば兀良合の人にて、其の弟  
兀良合台 (Urianghatai) の名は蓋し其の部族の名に  
因みしものなるべし。兀良合台の子を阿朮 (Adju) と  
する、元史の阿朮の傳には、兀良 (Uriang) 氏とあ  
り、兀良合の略稱なり。かくて吾人は元代の史書に  
於いて兀良哈部に屬すと言はるゝ四家族を見るな  
り。たゞ此四家族が互に如何なる血統上の關係を有  
せしかは全く明かならず、札兒赤兀歹と札兒赤兀惕

は其の名酷似すれども、前者は成吉思汗の壯時に存  
 在せし老人なるに、後者は汗の遠祖たる李端察兒の  
 妃たりし人なれば、到底同一人を誤り傳へしものと  
 は見ることを得ず、若し吾人の想像を許さば、札兒赤  
 兀惕及び札兒赤兀歹は、元來部族の名なりしを、人名  
 となししものにて、恰も兀良合が兀良合台となりし  
 が如きものなるべく、且つ兩人が同じく兀良哈姓な  
 るを以て之を考ふるに、この兀良哈部の内に札兒赤  
 兀と名くる小部族ありしにあらざるかとも思はる。  
 蒙古源流に速不台を珠爾濟特之蘇伯格特依といへる  
 は、其の旁證たるに足るべし。但し此く想像したれ  
 ばとて、札兒赤兀歹翁と札兒赤兀惕夫人と、又此二  
 人と速不台とが、如何なる血統上の關係を有せしか  
 に就いては全く知るに由なし。

さて兀良哈と名くる部族の原住地につきては、記  
 録の缺乏によりて明に之を指示すること能はざれど  
 も、秘史には、朶奔蔑兒干の時代に不見罕嶽の牧地

を開き其地の主人たりし人が即ち兀暇孩姓の晒赤伯  
 顔なりきとあれば、此部族が斡難河の上源地に居り  
 しこと頗る古きを推測すべし。又元史の速不台傳に  
 「其先世獵於斡難河上、過敦必乃(Tombina)皇帝、因  
 相結納云々」とあり、敦必乃は即ち秘史の屯必乃に  
 して成吉思汗の四世の祖なり、又以て秘史の記事に  
 何等かの根據あるを想見すべし。而して成吉思汗の  
 生れしは斡難河源の地なり、その時自ら來りて襁褓  
 を贈りたる札兒赤兀歹も、其牧地を其附近に有した  
 りし事亦推測に難からず。たゞ朶奔蔑兒干の事蹟は、  
 寧ろ傳説に近きものと見るを穩當とするが故に、彼  
 れの時代が金代の初に當るか、遼代の末に當るかを  
 考ふるは畢竟徒勞に屬すべきも、吾人は遼史の太祖  
 本紀に於いて、遼の西北、寧ろ遼の國都臨潢(今の  
 murenの北) Boro-Hotum)の西北に嵬娘改(Uingkhai)と名くる  
 部族ありて、遼の朝廷に輓車人を獻じたる記事を見  
 るが故に、遼の初即ち西曆第十世紀の初に於いて、

嗚娘罕、即ち後の兀良哈と稱する部族が今の Oion, Kernien 兩河の地方に存せしことを疑はざるなり、隨つて秘史及び元史の記事が全く架空のものにあらずるを信ず。

(一) ラシッドの集史に見えたる Triankia

以上、元明時代及び其れ以前に於いて兀良哈に關して支那に傳はりたる資料を擧げ盡せり、即ち吾人の檢索する所によれば、これ以外に重要な記録の存するものなきが如し。然るに吾人は幸にして此部族、少なくとも之と同名なる部族に關して貴重なる材料を *Rashid's Djami ut-Tevarikh* (集史) に於いて見ることを得るなり。Rashid は波斯に於ける蒙古王國たる Ilkhan 國の宰相にして、朝廷の祕庫に藏せられたる一切の資料を涉獵して本書を著述し、1307 A.D. (元の威宗の)  
(大德十一年) 國王 *Oldjaitu* に上りしものなり。本書が蒙古史の典據として、秘史、親征録、元史等に讓らざる價值を有する事は世已に定論あり、今復た贅

せず。たゞ本書は波斯文を以て記述せられたるを以て、吾人は直に之を讀むこと能はざれども、當面の問題に關する部分には幸にして *D'Olsson* の蒙古史 (*Histoire des Mongols*) 第一卷に譯載せらる。今之を重譯するに左の如し、曰く、

*Balkal* 湖の東には *Couris, Coalaches, Pouniates, Pouniates* の四部住へり、此四部は總稱して *Bargoues* とし、*Selenga* 河の彼方なる地方を其の領土とせり。而して其の地方は「*Batar*」種族の占據せる東北限界たるが故に、一に *Bargoutchir-Tongroum* とも稱せらる。Bargoutchir は東より來りて *Balkal* 湖に注ぐ河の名にして、*Tongroum* は境界の義なり。現今 *Buralt* 人の住る湖東地方を *Dauria* と稱するは其の訛なり 北方に於いて之と隣接せるは *Bougatchines, Kernoutchines* 並に「林の民」と稱せらるる *Ourianguites* なり。この最後の部族は *Toungouse* 種に屬す。<sup>(5)</sup>

茲に *Ourianguites* とあるは即ち *Ouriangui* の複數 *Ourianguit* を更に佛語の複數の形に改めるたもの

外ならず。但し Berezin の譯文に Uriankha 又は Uriankite とあるは寧ろ正しき對譯なり。故に下文には之に従ふべし。而て此部族は今の Baikal 湖の東北部に濱する Barguoin 地方の北隣に居住せるものなれば Rashid の所謂 Uriankha と秘史元史等の所謂 Uriangkha, Urianghan と其の名稱の同じきは勿論なれども其の居住地に就いては稍相異なり、所謂 Barguantes 諸部によりて中斷せられたりき。殊に Rashid<sup>24</sup> 「Les Ourianguites si vestres (森林に住へる Uriankha 人)は廣大なる森林の中に住するが故に、その名を得たるものなるが、之と Mongol 種の Uriankhan とを同一視すべからず」と書き出して、森林に住へる Uriankha 人は游牧せずして採捕を業とする事、都會生活游牧生活を蔑視する事等を始めとして、彼等の生活状態を詳述して、Tungus 種に屬すべきものなりと結論したるに因つて之を考ふるに、秘史元史等に見えたる兀良罕兀良合等は、即ち

Rashid の所謂「蒙古種の Uriankha」なるべからず、元史の速不台傳に「連不台蒙古兀良合人」とあるもの即ち是なり。然れども Rashid が Uriankha 部族を二分して、一を森林の民と稱し、他を蒙古の Uriankha と言へるは、其生活状態の相異に因つて區別したるものにして、必しも兩者の種類の相異を説けるものにあらざるなり、少くとも吾人は此く了解するを以て至當なりと信ず、蓋し Baikal 湖の東方と其の南方とに住せる部族の位置は古來必ずしも固定せず、否絶えず多少の移動の其間に行はれしこと疑を容れず、成吉思汗の遠祖が Barguoin 地方に據れる部族と婚姻を通じたるが如き、蔑兒乞 (Merkit) 部族が Selenga 河邊を上下し、戦敗の際には遠く Barguoin の地方に避難するを例としたるが如き、又以て其の一斑を想見するに足るべし。是に於て吾人は、Barguoin の北隣なる Uriankha と Onon 河畔に據れる Uriankha との間に必ずしも人種



の相異を認むるを要せず、前者は森林の中に住したるを以て採捕の民となり、後者は平野の中に移住したるを以て游牧の民となれること、猶ほ女真人の滿洲東北部に居りしを生女真といひ、西南部に住へるを熟女真といへるが如きのみと推測するなり、即ち所謂蒙古兀良合は、*Paikai* 湖北の同胞に別れて漸次に南方に移住したりしものに外ならずと信するなり。

(二) 清の烏梁海と西人の所謂 *Triankh*

清初、蒙古喀爾喀 (*Khalha*) の西に散居する諸部族の一を烏梁海 *Wu-liang-hai* とす、此部族は露清兩國の境上深山密林の中に住するを以て、其所屬甚だ明ならず、兩國亦必ずしも其の管轄權を争ふことなかりき。喀爾喀四部の一なる札薩克圖汗部の西邊に和託輝特と名くる地方あり、西は厄魯特に近く、北は露國に近く、俗戰を好む、烏梁海人其の間に錯處し、射獵を業として賦を和託輝特に納め、事あれ

ば兵役に従ふ、故に和託輝特名は則ち札薩克圖汗に隸すと雖も、實は自から一部を爲したりき。然るに康熙年間其の部長に根敦といふもの出て、二十五年清廷より封冊を受けて其部の札薩克となりしが、其嗣子博貝の時に至りて屢々清廷の命を受けて烏梁海人を征せり、是れ清の烏梁海經略の始なり。經略の始末は朔方備乘<sup>卷五</sup> 征烏梁海述略に詳載せられ、蒙古游牧記<sup>卷十</sup> 札薩克圖汗部の條にも見えたり。此等の諸書によるに、烏梁海人の住地は頗る廣く、喀爾喀の西なる露清兩國の境上一帯の地に散在せるものにして、克木、克木齊克 (*Kemkemihik*) 烏梁海、唐努 (*Tannu*) 山烏梁海、阿爾泰 (*Altai*) 烏梁海等の目あるなり。然れども此種族の人種言語及び分布に關する科學的研究に就いては、吾人は之を支那の學者の著述に於いて見ること能はずして、全く露國人を始め西洋人の研究に成れる諸書に據らざるべからず、即ち *Pottainin*, *Kradloff* 等諸氏の研究是なり。吾人は彼等の研

究に基つて明快なる記述をなせる Vivien de Saint Martin の編纂せる世界地理新字典 (Nouveau Dictionnaire de Géographie universelle, Paris, 1894.) によりて、此種族に關する最近の研究の一斑を知るを得る事なり。<sup>6)</sup>吾人は今此種族に關して詳細なる紹介をなすの必要なければ、其の分布について同書に記述せらるゝ所を見るに、又頗る廣大なる事を知るなり。同書には烏梁海の名を *Uriankh, Uriankhaisi, Ourangha, Ourangola* 等四種の呼び方ありとし、露國人及び蒙古人によりて此名を以て呼ばれる種族は、露支兩國の境上に居り、その範圍は、西は *Ouroungou* <sup>(支那國の烏梁古)</sup> *Kold* <sup>(科布)</sup>、兩河の上流域より、東は *Kossogol* <sup>(庫蘇古湖)</sup> 及び *Toumka, Selenge* 兩河の上流域に達し、*Ovi* 河の上流なる *Tehoui* 河及び *Léniséi* 河の上流なる *Bai-Kem* 河の流域を包含すと言ひ、隨つて西北蒙古に居る *Soïtas* 及び *Kobdo* *Ouroungou* 兩河の上流域に住する *Elentes* 一名 *Kalmonks* 及び *Tehoui, Buehkonus* 等諸河の流域に據る *Altai* の *Kalmonks* 一名 *山中* の *Kalmonks* 及び *Uriankh* と稱せらるゝ述べたり。是に由つて之を觀れば、少くとも清初以來の所謂烏梁海は決して人種上の區別を示すべき名稱にはあらずして、*Baikal* 湖の西南より *Irtysh* 河源地に至るまでの廣大なる區域中、特に深山密林の中に住する各種の部族を汎稱するに用ゐられしものに外ならず。是に於いて吾人は此名稱を以て更に一層廣汎なる地域に於ける森林生活の諸部族にも及ぼすの不可ならざるを感ずるなり。何となれば、前述せるが如く、*Baikal* 湖の東北部に濱する地方の住民は、*Rashid* の時代、即ち元の成宗時代に於いて *Uriankha* と稱せられしが、更に平定羅利方略と名くる清初の著述には、*尼布楚* 即ち *Nerchinsk* 等の地方も、もと布拉忒・烏梁海等諸部族の住地なりとあれば、興安嶺山脈以西に於いて、露支兩國境上若くは之と隣接する地方の

森林地帯に住して採捕を業とせるものは、普く之を Urianka 又は Uriankan と呼びたりしこと殆んど疑を容れざればなり。果して然らば Rashid が所謂「林の民」を Baikal 湖西の Urasut, Telenghut, Kestim 三部族に限られたる名稱の如くに解しながら、一方に於て同湖の東北なる Urianka の別名を「林の民」といへる矛盾の由つて起る所以も自から説明せられ、親征録及び秘史に所謂「林の民」は實に Baikal 湖の東西、並に Yenisei, Irtysh 兩河上源地の住民を包容したるに一致するなり。<sup>(5)</sup> 要するに Rashid が Urianka の別名を「林の民」となし、は正當なれば、Urianka 及び「林の民」の分布區域を或一地方に限局したるは誤謬なりと言はざるべからず。但し不見罕嶽の附近に居れる Urianka 部族は北方より南下したるものにして、其の地が彼等の原住地にあらざる事は、彼等が夙に林中の採捕生活を廢めて游牧生活を平野の中に營めるに徴して明なり。

(1) 讀史方輿紀要 卷十に「兀良哈在大寧衛北、其地東接海西、西連開平、北抵北海云云」とあり。大寧衛は今の老哈大凌兩河の上流域、海西は伯都訥、哈爾賓、阿勒楚喀等諸城の地、開平は今の上都河の北岸に近く、多倫諾爾の西北に當るの地なれば、其指示する所概ね職方圖の説に同じ。此地、名山藏 世法錄等明代の諸書も兀良哈に關して言ふ所あるも、皆實錄以下の記事を踏襲するのみにて、何等新事實を傳へず。

(2) 札爾楚泰は蒙文秘史に札兒赤兀歹、濟拉瑪又は濟爾默は者勒茂、烏梁罕又は烏浪漢は兀良罕とあるに同じ。後文を見よ。

(3) 朝鮮李朝の記録には、同國豆滿江の北、滿洲の東部に住する民族を稱して兀良哈といひ、秀吉征韓役の記録には之を「オランカイ」と云へり。

此兀良哈は明代東蒙古に據れる兀良哈と其の文字に於て全く同一なれども、其の人類に於て全く異なること論を俟たず、想ふに「オランカイ」の稱先づ存し、明より兀良哈の名傳はるに及んで、其の文字を假りにしに過ぎざるべし。

(4) 遼史 卷一 太祖即位の第三年十月の條に「西北嚙娘改部族進輓車人」とあり。又同書 卷二 穆宗本紀 卷二 天祚帝本紀、卷四 百官志等に見ゆる幹期改も同名異譯なるべし。

(5) Tom I, p. 8-9.

(6) 同書の Urianka の項を始め、Soytes, Mongolie 等の諸項參照。

(7) 此河名も此種族名と關係あるに似たり。

林の民の區域に含ませしものなり、

### 三、朵顔等の三衛

明の洪武二十二年、潢水即ち *Ura-nuren* の北なる兀良哈の地に朵顔・福餘・泰寧の三衛を置きしこと、已に言ふ所の如し。今此三衛の名稱の由つて來る所を考へ、而して後、兀良哈の名稱の何故に此地方に移り來りしかに就いて研究すべし。

#### (イ) 泰寧衛

説明の便宜上、吾人は第一に泰寧衛の名稱について考ふべし。元史の仁宗本紀によると、延祐二年八月庚子遼陽省の泰州を改めて泰寧府となし、同四年二月癸亥、泰寧府を陞せて泰寧路と爲し、仍舊泰寧縣を置けり。泰州の名は遼代に始まり、金代にも傳はりたれば名同じくして地異なり、前者は今の長春府農安縣の西南に位し、後者は松花江と嫩江との合流點の西南なる科布爾察罕泊 (*Kobur Chagan Nor*) の西

(8) D'Olsson, I, P. 80. 成吉思汗實錄三九八—九頁注。尙ほ又 *Rashid* は *Uraut*, *Telengut*, *Kestim* の三部族も、所謂「森林の *Uraukhans*」に *Kirgis* 及び *Kemlemijut* の地に住すと記す。(D'Olsson, I, 425) 當時の *Kirgis* 等の地域に就きては後文述べる所あるべきを、兎に角 *Rashid* 時代の *Uraukha* は、必ずしも今の *Baikal* の東北方に住せるものよみの名稱にあらざして其の東西に居れる諸種の民をも含みたりしこと疑なし。

(9) 親征錄に兀赤の招降せる「林の民」の諸部として「*Telengut*」帖良兀 (*Kestem* (克失的迷) の外に *Krahukhannas* (懺哈思) 及び二三の部族の名を擧げたり。此 *Krahukhannas* は後に言ふが如く、今の *Bei-Kem* 河の流域に據れるものなり。次に親史(那珂博士譯)に「*Shur* (失必兒)」、*Khesterin* (客思的番)、「*Bat* (巴亦惕)」、*Tukhas* (禿合思)、「*Tinlek* (田列克)」、*Toolas* (脫額列思)、「*Tas* (塔思)」、*Badjighe* (巴只吉惕) よりこなたなる林の民云々」とあれば、*Shur* 即ち今の *Angun* 河の北邊に據れる部族なども所謂林の民の中に數へしものなり。又同書に兀赤の北征を述べたる條に、林の民の征伐に赴かしむと書き出し、林の民を降すと結びたるを見れば、*Kirgis*, *Oruk* 等の大部族をも所謂林の民といひしものなり。又同書に、*Todes* (脫幹列思)、「*Telengut* (帖良古惕) 等の諸部より *Irshak* (額兒失) (河に沿へる林の民まじむを *Ghorokh* (豁兒赤) に與へて、彼れを林の民の萬戸に任じたりとあれば、南は *Irshak* 河邊まづをも所謂

南邊に近かりし者なり。<sup>(1)</sup> 元代の秦州は金代の秦州を承けしものなること蓋し疑なければ、元の太宗の時に所謂秦州路も、<sup>(2)</sup> 仁宗以後の秦州泰寧府泰寧路泰寧縣も皆今の新城府即ち伯都訥 (Pothana) の西方に在りしなり。たゞ元史には太宗の時の秦州路の名を見るのみにて、世祖時代、殊に乃顔の叛亂前後の記事にも絶えて其名を見ず、仁宗の世に至りて突然秦州の名を以て本紀に現はれ、ついで二三回其地の沿革を記する事、前陳の如きを以て之を考ふるに、元の秦州の建置は蓋し成宗武宗二帝の世に在るべし。そは兎も角、元の延祐二年以後、今の郭爾羅斯 (Gorlos) 前旗の西境には泰寧府又は泰寧路と稱する一行政區の治所ありしこと殆んど疑を容れず、其管轄區域に就きては元史に全く其の記載を缺くを以て到底之を知るに由なしといへども、當時の開元、咸平、大寧、全寧等諸路の管域に由つて之を推測するに、今の洮南府以南、西喇木倫 (Sira-muren) に至るま

での地域は、蓋し其管内たりしならん。此く述べてりて翻つて洪武二十二年置く所の三衛の名を見んには、何人と雖も、兩者の間に存する連絡を認めざるを得ざるべし、即ち泰寧衛の名は元の泰寧より出てしものなる事に想到すべきなり。但し吾人は今直に元の泰寧路と明の泰寧衛とが其の區域を同うせりとは言はず、たゞ衛名と路名との間に必然の關係の存する事に就き、先づ讀者の同意を得んことを求むるのみ。

(ロ) 福餘衛

福餘の名は明初以前全く所見なし、たゞ之と同音なる扶餘もしくは夫餘の名に至りては、古く漢代より知られ、其盛時には、今日の新城府以南の松花江全流域を領有したりき。夫餘國は東晉の永和二年 (346 A.D.) 前燕國王慕容皝に滅ぼされしも、而も前燕國の領土には入らずして土豪之に據りしもの、如かりしが、494 A.D. に至りて高句麗國に併合せら

れ、其の國全く亡びたり。高句麗は其地に扶餘城を築きしが、此城は高句麗西北境の雄鎮として同國が唐に滅ぼさるゝまで有名なりき、而して扶餘城は古の扶餘國の首府若くは之と近き處に存したりしこと殆んど疑なく、其地の今の農安附近なりしことも亦殆んど學界の定説たり。渤海國が唐代に全盛を極めし時にも此城に扶餘府を置きしが、遼に至つて始め之を黃龍府と改め、金には濟州、隆州、隆安府と順次に改まり、元には黃龍府の名を以て一時開元路の治所たりしが、明初に龍安と改まり、清に至りて今日(3)の農安と訛りしなり。されば、元明の時代には土名としては扶餘とは呼ばれざりしも。支那は由來古名を雅名として用ゆる國なれば、扶餘の名は固より永く忘却せられず、學者文人の間には殆んど普通に襲稱せられたりき。是に於いて吾人は明初兀良哈三衛の一に命名するに當りて用ゐたる福餘の名は、古の扶餘より出てしものに外ならずと推測す。人或は

今の農安の地が潢水(Sira-munen)を距ること遠く、且つ同河の東北方に當れるの故を以て、吾人の推測を以て稍附會の嫌ありとせん、吾人も之を知らざるにあらず、而も泰寧衛の名が既に元の泰寧、今の科布爾察罕泊附近の地名より出てしとせば、福餘衛の名を以て農安附近の古名たる扶餘に擬せんとするも亦決して無稽にあらざるべきなり。況んや三衛の一たる朵顏の名が、今の新城府の西南に其起原を有すべきこと次項に論ずる所の如くなるに於いてをや。

#### (ハ) 朵顏衛

三衛中、泰寧の名は直に之を前朝の泰寧路に於いて之が所縁を見、福餘の名は唐代以前の扶餘に於いて之が由來を求め得たれど、獨り朵顏の名に至りては今の Sira-munen の北若くは東北の地域に於いて之と近似せる名稱を古今に求めて之を得ず。吾人は因つて之を元の叛王として有名なる乃顔(Nayan)の名に其の起原を求めんと欲す。讀者或は吾人の説の

奇なるに驚き、之が成立を危ぶまんも、姑らく吾人をして考證する所あらしめよ。

乃顔は元の太祖成吉思汗の末弟なる帖木哥斡赤斤 (Temge-Uighin) の玄孫なり。<sup>(4)</sup> 至元二十四年四月兵を東蒙古に擧げて世祖に叛き、遂に叛王海都 (Kaidu) に應ぜしかば、滿洲の西部は一時大に亂れたりしが、世祖の親征によりて同年九月全く平定せられき。乃顔は帖木哥以來の分地として今の洮兒河下流域及び嫩江の東西<sup>(5)</sup>を領有せる外に、彼れ、若くは彼れ以前に伊通河の下流域をも占領したりしもの如し。<sup>(6)</sup> 帖木哥の牙帳は陸局 (Kerulen) 河の東南に在りし事、邱處機の西遊記に見ゆるも、是れは太祖の西征中、監國たりし必要上設けたる臨時の牙帳にして、決して常住の牙帳にはあらず、然らば彼れの眞の牙帳は何處にありしかといふに、遺憾ながら全く明ならず、たゞ遙かに東方なる彼れの分地内に在りしを推測するのみ、随つて乃顔の牙帳の所在も

亦之を知るに由なきも、吾人は當時の形勢より考察して、今の哈爾賓 (Kharbin) の西南、伯都訥 (Bodun) の東、松花江の北岸に近き珠家城子、即ち當時の肇州が即ち其れなりしかと想像するなり。肇州は元初以來明の中葉に至るまで、滿蒙境上の重鎮にして交通上の要衝に當れると、恰も今の哈爾賓に似たる地位を占めたりしのみならず、乃顔が兵を建州<sup>(今の吉林)</sup>以南に出し咸平<sup>(今の開原)</sup>をも襲うて、一時遼陽行省の管内全部を震撼せしめし事情を以て之を察するに、肇州若くはその附近が、彼れの根據地若くは策源地たりしものと推測せらるゝなり。以上は固より記録上何等確實なる根據を有するものにあらざるが故に、一個の臆説として斥けられんには、それまでの事なれど、若し吾人の前述せる所に多少の理由の存在を認めらるゝを得ば、吾人は一步を進めて當時の肇州が乃顔の根據地たりしが故に、爾來此地は乃顔の故地として元人の間に信ぜられ、明初建衛の

際、此所傳に本づきて兀良哈の一衛に朶顔の名を與へしものと推測するなり。乃顔は *Rashid* の集史には *Nayan* と綴られたれば、朶顔の今音 *Toyen* とは似ざるが如きも、朶の字に *Na* 若しくは *No* の音ある事は、蒙古游牧記<sup>卷</sup>二喀喇沁の條に「朶顔近譯改作諾音 (*No-yin*)」とあるにて明なり。

(1) 滿洲歴史地理、第二卷、八七頁。

(2) 同上、三八四頁。

(3) 同上、第一、第二卷各項參照。

(4) 元史譯文證補卷一下、太祖諸弟世系の條參照。

(5) 同上。

(6) 滿洲歴史地理、第二卷、四二二頁。

(7) ナ行の音は容易にタ行の音に變するが故に、乃顔と朶顔とは音韻上互に近似するものなり。

#### 四、結 論

上來述ぶる所により、吾人は(一)兀良哈は嗶娘改(一に幹朋)改に作る)の名を以て最も古く遼代の初に聞え、其の住地は臨潢(今の巴林附近)の西北に在りとせられたりしと、

(二)元の傳説時代より創業時代にかけては、兀暇孩、兀暇罕、兀暇合、兀良合、兀良等の名を以て傳はり、其の住地は今の Onon 河上源地、若くは肯特山下の平野に在りとせられたりしこと、(三)同じく元代の波斯人 *Rashid* の記録には *Urankha*, *Urankhit* の名を以て記され、其の住地は今の *Baikal* 湖の東北に在りとすると同時に、又同湖の西、*Yenisei* 河上流に在りともいひ、甚だ曖昧なること、(四)秘史に所謂「林の民」の分布區域と、清初の烏梁海及び近代西洋人の所謂 *Urankh* の分布區域とが略ぼ同一にして、今の興安嶺山脈以西、*Irtysa* 上流域以東、露支兩國の境上なる森林が彼等の住地なることを明にし、(五)此等の理由により、元代の所謂 *Urankha*, *Urankhan* は大體に於て今日の烏梁海、又は *Urankh* と其分布區域を同うせるものなるべしとの推測を下し、六次に題を改め、三衛の名稱の由來を研究して泰寧は元代の泰寧に其の起原を有し、福餘は漢代以



來の夫餘より出て、朮顔は滿洲の西境及び東蒙古の東邊を領せる元の宗室乃顔の名に基きしものなる事を考證せり。是に於いて問題は提出せらるべし、即ち元代及び清代以來の *Triangka* は皆森林の中にあつて採捕を業とする部族なるに、獨り明代の兀良哈は東蒙古の平野に游牧若くは土著せり、而も其の名稱を同うするは、森林生活をなせる、若くはなしつゝある烏梁海の移住せしものなるが故に然るや否や、若し移住したるものとせば、何れの時、何れの處より移住せしや、將た又其の名の同じさが如く、其の種族も同じきものなりしや否や。

先づ吾人の結論の要點を掲げて而して後、其の理由を説明すべし。吾人の見る所によれば、明初 *Sirai-munen* の北に據れる兀良哈は元代若くは其れ以前に於て今の露支兩國境上に散居せる *Uriangka* 部族の一部が移住したるものなり、而も *Baikai* 湖以東の同部族より分れしものにあらずして、遙かに遼

遠なる *Yanwei* 河上流地方のものに其祖先を有せり、而して其の移住年代は元の世祖の至元年間に在りしものと推測するなり。吾人が此結論に到達したる最も重要な根據は實に元史卷一百六十九劉哈刺八都魯(*Ulukhara Batur*)傳に見えたる左の文なり、曰く、

至元二十七年遷正奉大夫河東山道宣慰使、居二年召還、帝諭之曰、自此而北、乃顔故地、曰阿八刺忽者、產魚、吾今立城、而以兀速・惹哈納思・乞里吉里三部人居之、名其城曰肇州、汝往爲宣慰使云云。」

此文は同じ元史の地理志、遼陽等處行中書省、廣寧府路の條に引用せらる、今兩者を比較するに、彼此稍異同ありて相發明するに足るものあり、乃ち煩を忍んで之を左に示さん。

按哈刺八都魯傳、至元三十年世祖謂哈刺八都魯曰、乃顔故地曰阿八刺忽者、產魚、吾今立城而以兀速惹哈納思乞里吉思三部人居之、名其城曰肇



○ *Mur-* 部始居此、及元朝析其民爲九千戶、其境長一 *man*。部始居此、及元朝析其民爲九千戶、其境長一千四百里、廣半之、謙河<sup>(3)</sup>○今の *Yenisei* 河の上流。經其中、西北流、又西南有水、曰阿浦<sup>○今の</sup> *Orta* 河、東北有水、曰玉須<sup>○未詳</sup>。皆巨浸也、會於謙、而注於昂可刺河<sup>○今の</sup> *Angren* 河。北入于海……。烏斯亦因水爲名、在吉利吉思東謙河之北。其俗每歲六月上旬刑白馬牛羊、灑馬漣、成就烏斯淋漣<sup>○淋漣(Maran) は蒙古語の河</sup>。以祭神、謂其始祖所從出故也。懺合納猶言布囊也、蓋口小腹巨、地形類此、因以爲名、在烏斯東、謙河源所從出也、其境上惟有二山口、可出入。

此記事によりて推測するに、當時の吉利吉思は今の *Angara* 河の上流より *Obi* 河上流に及び、*Tomsk*、*Yeniseisk* 等諸城の所在地を包容したりしものゝ如く、懺合納は *Bei Kem* 河の流域を占め、烏斯は洪鈞も已に言へるが如く、支那の境外に近く、*Yeni-sei* 河に注ぐ *Ussu* 河の流域に據りしものにて、今の *Ussa* 城の所在地附近が其の中心なりしなるべし。

説 林

さて三部の地域の相隣接せること已に此の如く、而して秘史には朮赤が「斡亦喇惕 (*Orat*)、不哩牙惕 (*Burib*)、巴兒渾 (*Barghun*)、兀速惕 (*Ursut*)、合卜合納思 (*Khabukhanas*)、康合思 (*Kankhis*)、禿巴思 (*Tubas*)」を降したりと記し、親征録には同じく朮赤が「不困克兒・爲思・憾哈思・帖良兀・克失的迷・火因亦而干諸部」を招降すといひ、大方通鑑には同じ時の事を記して「朮赤伐烏思・憾哈納思・帖良兀・克失的迷・火因亦兒干等部皆降之」と見え、*Rashid* の集史には「*Kem* 河の上流に八河ありて、*Orat* は其の左に居り、其の近き東に *Ursut*、*Telenknt*、*Keshimi* なる林の民は *Baikal* 湖の西に居りて *Orat*、*Klinghis* と隣り合へり」とあれば、吾人が烏斯・烏思等種々の異名を以て兀速の異譯に外ならずとせるは、決して附會の説にあらざるを知るべし、たゞ *Ussu* 若しくは *Ussu* と *Ursu*、*Ursu* とを同音の異譯とするは、稍穩當を缺くの嫌あるに似たれど、親

征録の爲思及び大方通鑑の烏思が。秘史の *Ujan*、集史の *Ujan* に外ならざること何人も之を認め得べき以上は、*Ujan*、*Ujan* より轉じて *Ujan* とされるものと解するは。斷じて不當にあらずと信す。

然れども吾人は此かる枝葉の問題に就いて論議するの必要なし、唯上來説く所により、讀者は元史の地理志の烏斯及び臧合納と、劉哈刺八都魯傳の兀速及び慈哈納思とが同一なる名稱の異なる對譯なりとの一事を認められたるべきを信じて、更に論歩を進めんと欲す。哈刺八都魯傳の記事によれば、世祖は乞里吉思・兀速・慈哈納思三部の人を所謂乃顔の故地に居らしめ、其處に城を立て、肇州と名けたりとあり、即ち世祖は此三部の人を或地方より此處に移し、なり、其の果して彼等の原住地より移し、か、若くは、既に別地に移住したりしを更に移し、か、固より明ならねど、本文に之を明記せざる以上は、之を以て原住地より直に移し、ものと解するは穩當

なるべし。果して然らば、彼等は至元三十年若くは其れ以前に、今の唐努山以北、Yanisei 河邊の地より所謂肇州若くは其の附近の地に移されしものなり。元史には *Kings* に關する斷片的の記事十數ヶ所に散見する中に、世祖本紀の至元二十六年の條には、四月己巳乞兒乞思戶居和林、驗其貧者、賑之、……七月發和林所屯乞兒乞思等軍、北征」と記し、同三十年の條には「七月壬申以只兒合忽所汰乞兒吉思戶七百、屯田合思合之地」と見え、成宗本紀大德九年の條には「秋七月給脫脫所部乞而吉思民糧五月」とあるを以て之を考ふるに、*Kings* 人は、和林今の *Orkhon* 河岸にも居り、合思合位置未詳にも居り、脫脫位置未詳の所領内にも居りしものにして、此等の零碎なる記事も *Kings* 人の一部が各地に移されし事例とするに足るなり、他の二部の民に就きては、元史に何等之に關する記事なきが如きも蓋し同様の事實ありしものと推測せらる。而して移住せる *Kings* 部民

につきては、元史には至元二十六年の條を以て始見とすれば、此年より少しく以前に此部民の移住若くは配付の事ありしものにて、かの肇州方面に移したると同時なりしかとも思はるれど、之れこそ眞の臆測にて固より主張し得べき限にあらず、たゞ此部民が自ら移住し或は分散したりとせば、そは海都の叛亂の結果と推測せられざるにあらず、吾人の元史を檢索したる限に於いては、未だ寓目せざる所なれど、朔方備乘<sup>卷三</sup>元代北徼諸王傳中、海都の傳の末文に、「自海都創亂、其民七十餘萬散居雲朔間」と記するもの果して根據ありとせば、海都の領内なる Kings 等三部の民も漠南に亂を避けたりとすること徵證あるに庶幾く、元史譯文證補には、劉哈刺八都魯傳の記事を引きて、而して後、「蓋其時海都叛亂、漠北民避兵而南者七十餘萬、乞兒吉思東西分徙、或在此時」といへる、或は當れるやも知るべからず。之を要するに Kings 等三部の民が乃顔の故地に移り

たる、若くは移されたるは、世祖の至元年間在りしこと殆んど疑なし。而して肇州城は今の新城府の東南、遜札堡站の東北十支那里を隔つる珠家城子に在りしものにして、金代の初め、出河店といひ、太祖の天會八年肇州と改まりて上京路に屬し、金末一たび廢城となりしが、世祖の至元三十年に再び之を興したるものなる事、吾人曾て之を詳論したれば、今復た茲に贅せず。<sup>6)</sup>

以上絮説する所によりて、吾人は第一に、兀良哈と名けられたる部族は、其の分布區域非常に廣汎にして、東は Nenetsk 地方より、西は Irghis 河上流に至るまでの露支兩國境上の森林中に住せるものなる事、隨つて元代の乞兒吉思・兀速・察哈納思の三部族は此兀良哈の範圍に入るべきものなる事を證明し得たり、第二に、肇州城再興の際其地に居住せる同名の三部族は、其の原住地より移り、若くは移されしものなることを證明し得たり、而して第三に、

朶顔・泰寧・福餘三衛の名は何れも皆滿蒙境上に在りし前代の地名若くは此地域を領有せる最も著名なる人物の名に其の起源を有せることを證明し得たり。

以上三個の證明にして幸に當を得たりとせば、吾人は始めて左の結論を下すことを許さるべし。

明初潢水以北に住し、後漸次に南下して塞外に瀰漫し、明代を通じて北方禍源の一たりし部族兀良哈の名は實に乞兒吉思・兀速・慙哈納思三部が唐努山北より東徙すると同時に齎らし來れる彼等及び彼等以外幾多部族の總稱にして、爾來元代を経て明代に傳はりたりしものなりと。

然らば元室創業時代の記録以外に、即ち世祖時代以後の記録に兀良哈の名稱あるや否やといふに、吾人は元史を検索して僅かに其一を得たり、世祖本紀、至元二十五年の條に「十一月辛卯兀良合饑、民多殍死、給三月糧」とあるもの即ち是なり。眞に一片の記事のみ、殊に其の方位も區域も全く明かならねど、而

も茲に所謂兀良合は明かに部族の名なり、其の對譯の文字も明初以來のもの甚だ近似せり。唯其の指す所の部族は露支境上なる森林民族の一部なるか、將た又滿蒙境上に移住せる乞兒吉思等三部の民なるか、固より之を知るに由なきも、Baikal 湖以東の Uriankha、阿爾泰山附近の Uriankha は、絶えて元史に所見なく、而して Yenisei 河上流域の Uriankha は常に乞兒吉思、慙哈納思等各部族の名を以て記されたるによりて之を推測するに、右に引用せる至元年間に所謂兀良合の名は或は東蒙古の地に移住したるものと解して然るべきか、而も其名の爾後全く元史に所見なくして、明初に至り突然再見する所以の者は、元初滿洲北部一帯の地を支配せる開元路が黃龍府今の農安に在りし治所を撤して、遙かに南方なる咸平府今の開原に退き、之と同時に滿蒙境上に於ける元の經營は甚だしく緩漫となりしを以て、之に關する記録の缺乏は自然の數なるべく、殊に元史は有名な

る粗製品なり、明初の史官が窮北僻遠の史實を集むるを怠り、遂に兀良哈の名を逸したること想像に難からず。而して元代に於いて勢力未だ言ふに足らざりし兀良哈は明代の中葉に至りては、實に屢々明廷を震駭せしむるほどの強部族となりしかば、明人が其の事蹟を討究して、とも角も明初以來の史實を存したるに拘らず、元代の史實に就いては殆んど何等傳ふる所なきこと前述する所の如し、兀良哈に關する記録の佚亡は久かりしなり。吾人は此小論文によりて敢て兀良哈及び三衛の名稱の由來を究明し盡せりとは言はず、ただ姑らく卑見を述べて後日の完成を期せんとするのみ。

大正二年除夜稿

(1) 成吉思汗實錄三九八—九頁。元史<sup>卷二十七</sup> 英宗本紀、至治元年八月の條には慈哈納思に作る。

(2) 今 Yenisei 河の上流を Kem 河と云ふ、Ulu kem, Bai kem などあれど、昔は Yenisei の支流を Kem と云ふ所の如し、

說 林

少なくも、今の支那領内の同河上流のみには限られざりしなり。

(3) 元史譯文證補卷二十六下。

(4) 火因亦兒干は秘史に槐因亦兒堅とあり、槐因は「林の」、「亦兒堅」は「民」にて蒙古語「林の民」の義なり即ち諸部の統名にして、部の名にあらざり、親征錄及び大方通鑑の著者は之を知らずして誤つて部名とせり。成吉思汗實錄四〇一注を見よ。

(5) 卷二十六地理志西北地附錄釋地下。此條に見ゆる洪鈞の説につきては、後文再び言ふ所あるべし。

(6) 滿洲歷史地理第二卷、滿洲に於ける元の疆域、開元路補遺(四二七—四三三頁)。

(7) 同上、開元路の條(四三三頁)。

## 重迦羅の位置に就いて

### 吾人の見解

柴 謙太郎

(要目) 重迦羅の位置に關する諸説の批評マチュラ説及ビマラツカ説……『東西洋考』記載の西洋水路に顯はされたる方位を示

第四卷 (九九)